

平成二十七年環境省令第四号

一般廃棄物収集運搬業、産業廃棄物収集運搬業及び特別管理産業廃棄物収集運搬業の許可を要しない者並びに産業廃棄物管理票の交付を要しない場合に関する廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則の特例を定める省令

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第百三十七号）第七条第一項ただし書、第十二条の三第一項、第十四条第一項ただし書及び第十四条の四第一項ただし書の規定に基づき、一般廃棄物収集運搬業、産業廃棄物収集運搬業及び特別管理産業廃棄物収集運搬業の許可を要しない者並びに産業廃棄物管理票の交付を要しない場合に関する廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則の特例を定める省令を次のように定める。

（定義）

第一条 この省令において使用する用語は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第百三十七号。以下「法」という。）において使用する用語の例による。

（一般廃棄物収集運搬業の許可を要しない者）

第二条 法第七条第一項ただし書の環境省令で定める者は、当分の間、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和四十六年厚生省令第三十五号。以下「規則」という。）第二条各号に掲げる者のほか、中間貯蔵・環境安全事業株式会社法（平成十五年法律第四十四号）第二条第四項に規定する中間貯蔵を行うために必要な施設（中間貯蔵・環境安全事業株式会社法施行規則（平成十六年環境省令第十二号）第三条に規定する区域内に所在する施設であつて、廃棄物の保管の用に供されるもの）をいう。以下「中間貯蔵を行うために必要な施設」という。）において保管されることとなる一般廃棄物の収集又は運搬を行う者であつて、次のいずれかに該当するものとす

一　国の委託を受けて自ら一般廃棄物の収集又は運搬を業として行う者（中間貯蔵を行うために必要な施設において保管されることとなる一般廃棄物の収集又は運搬を受託して行う場合に限る。）

二　国の委託を受けて一般廃棄物の収集又は運搬を業として行う者（前号に掲げる者を除く。）であつて、次のいずれにも該当するもの（中間貯蔵を行うために必要な施設において保管されることとなる一般廃棄物の収集又は運搬を受託して行う場合に限る。以下この条において「一般廃棄物収集等一次受託者」という。）

イ　次に掲げる事項を記載した書面を国に提出し、当該一般廃棄物収集等一次受託者が受託業務を委託することについてあらかじめ国の書面による承諾を受けていること。国に提出した

書面に記載した事項に変更が生じたときも、同様とする。

(1)　当該一般廃棄物収集等一次受託者の受託業務に係る委託を受ける者（当該受託業務が数次の委託契約によつて行われるときは、国と一般廃棄物収集等一次受託者との間の委託契約の後次の全ての委託契約の当事者（委託を受ける者に限る。）を含む。）の氏名又は名称

(2)　当該者が行う中間貯蔵を行うために必要な施設において保管されることとなる一般廃棄物の収集又は運搬の内容

(3)　当該者が次に掲げる基準に適合する者であること。

(イ)　受託した業務（当該受託者が他人に委託しようとする業務を除く。）を遂行するに足りる施設、人員及び財政的基礎を有し、かつ、当該業務の実施に關し相当の経験を有すること。

(ハ)　法第七条第五項第四号イからルまでのいずれにも該当しないこと。

いかなる方法をもつてするかを問わず、受託した業務を一括して他人に委託しない者であること。

ロ　委託契約を書面により行い、当該委託契約書には、次に掲げる事項についての条項を定め、かつ、必要な書面を添付すること。

委託する一般廃棄物の数量

収集又は運搬する一般廃棄物の数量

一般廃棄物の運搬の最終目的地の所在地

ハ　その他必要な事項

(4) (3) (2) (1)

ハ　国との間の委託契約に、イの規定により国の書面による承諾を受けた者がイ（3）の基準に適合しなくなったとき及び当該一般廃棄物収集等一次受託者がイの承諾を受けずに受託した業務を委託したときは、国において当該委託した業務を解除することができる旨の条項を定めること。

二　中間貯蔵を行うために必要な施設において保管されることとなる一般廃棄物の収集又は運搬に関する運行計画（次号において「一般廃棄物収集等運行計画」という。）を作成すること。

ホ　中間貯蔵を行うために必要な施設において保管されることとなる一般廃棄物の収集又は運搬に当たつては、当該収集又は運搬の用に供する運搬車の位置情報を常に把握すること。

ト　一般廃棄物収集等一次受託者が国から受託した業務に係る委託を受けて一般廃棄物の収集又は運搬を業として行う者であつて、次のいずれにも該当するもの（中間貯蔵を行うために必要な施設において保管されることとなる一般廃棄物の収集又は運搬を受託して行う場合に限る。）において「一般廃棄物収集等受託者」という。）

イ　前号イ（3）に適合すること。

ロ　国と一般廃棄物収集等一次受託者との間の委託契約に係る契約書に、当該一般廃棄物収集等受託者が中間貯蔵を行うために必要な施設において保管されることとなる一般廃棄物の収集又は運搬を委託しようとする者として記載されていること。

ハ　委託契約を書面により行い、当該委託契約書には、次に掲げる事項についての条項を定め、かつ、必要な書面を添付すること。

ハ　(1)　委託又は受託する一般廃棄物の数量

ハ　(2)　収集又は運搬する一般廃棄物の数量

イ　前号イ（3）に適合すること。

イ　一般廃棄物の運搬の最終目的地の所在地

イ　その他必要な事項

二　一般廃棄物収集等運行計画に基づき、中間貯蔵を行うために必要な施設において保管されることとなる一般廃棄物の収集又は運搬を行うこと。

ホ　一般廃棄物収集等一次受託者が中間貯蔵を行うために必要な施設において保管されることとなる一般廃棄物の収集又は運搬の用に供する運搬車の位置情報を常に把握することができよう、これに必要な設備を有する車両を用いて、当該一般廃棄物の収集又は運搬を実施すること。

（産業廃棄物管理票の交付を要しない場合）

第三条 法第十二条の三第一項の環境省令で定める場合は、当分の間、規則第八条の十九各号に掲げる場合のほか、中間貯蔵を行うために必要な施設において保管されることとなる産業廃棄物の収集又は運搬又は处分を他人に委託する場合とする。

（産業廃棄物収集運搬業の許可を要しない者）

第四条 法第十四条第一項ただし書の環境省令で定める者は、当分の間、規則第九条各号に掲げる者のほか、中間貯蔵を行うために必要な施設において保管されることとなる産業廃棄物の収集又は運搬を行つて、次のがれに該当するものとする。

一　国の委託を受けて自ら産業廃棄物の収集又は運搬を業として行うために必要な施設において保管されることとなる産業廃棄物の収集又は運搬を受託して行う場合に限る。

(3) (3) 特別管理産業廃棄物の運搬の最終目的地の所在地
 その他必要な事項

ハ 国との間の委託契約に、イの規定により国による承諾を受けた者がイ（3）の基準に適合しなくなつたとき及び当該特別管理産業廃棄物収集等一次受託者がイの承諾を受けずに受託した業務を委託したときは、国において当該委託した業務を解除することができる旨の条項を定めること。

ニ 中間貯蔵を行うために必要な施設において保管されることとなる特別管理産業廃棄物の収集又は運搬に関する運行計画（次号において「特別管理産業廃棄物収集等運行計画」という。）を作成すること。

ホ 中間貯蔵を行うために必要な施設において保管されることとなる特別管理産業廃棄物の収集又は運搬に当たつては、当該収集又は運搬の用に供する運搬車の位置情報を常時把握すること。

三 特別管理産業廃棄物収集等一次受託者が国から受託した業務に係る委託を受けて一般廃棄物の収集又は運搬を業として行う者であつて、次のいずれにも該当するもの（中間貯蔵を行うためには必要な施設において保管されることとなる特別管理産業廃棄物の収集又は運搬を受託して行う場合に限る。ロにおいて「特別管理産業廃棄物収集等受託者」という。）

ロ 国と特別管理産業廃棄物収集等一次受託者との間の委託契約に係る契約書に、当該特別管理産業廃棄物収集等受託者が中間貯蔵を行うために必要な施設において保管されることとなる特別管理産業廃棄物の収集又は運搬を委託しようとする者として記載されていること。

ハ 委託契約を書面により行い、当該委託契約書には、次に掲げる事項についての条項を定め、かつ、必要な書面を添付すること。

- (1) 委託又は受託する特別管理産業廃棄物の数量
- (2) 収集又は運搬する特別管理産業廃棄物の数量
- (3) 特別管理産業廃棄物の運搬の最終目的地の所在地
- (4) その他必要な事項

二 特別管理産業廃棄物収集等運行計画に基づき、中間貯蔵を行うために必要な施設において保管されることとなる特別管理産業廃棄物の収集又は運搬を行うこと。

ホ 特別管理産業廃棄物収集等一次受託者が中間貯蔵を行うために必要な施設において保管されることとなる特別管理産業廃棄物の収集又は運搬を委託しようとする者として記載されていること。

ハ 特別管理産業廃棄物の収集又は運搬の用に供する運搬車の位置情報を常時把握することができるよう、これに必要な設備を有する車両を用いて、当該特別管理産業廃棄物の収集又は運搬を実施すること。

附 則
 （施行期日）

第一条 この省令は、公布の日から施行する。
 （罰則に関する経過措置）

第二条 この省令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則 **（平成二十九年一〇月二七日環境省令第二四号）**

1 （施行期日）
 この省令は、公布の日から施行する。

2 （罰則に関する経過措置）
 この省令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則 **（令和元年一月八日環境省令第一四号）**

この省令は、令和元年十二月十四日から施行する。